

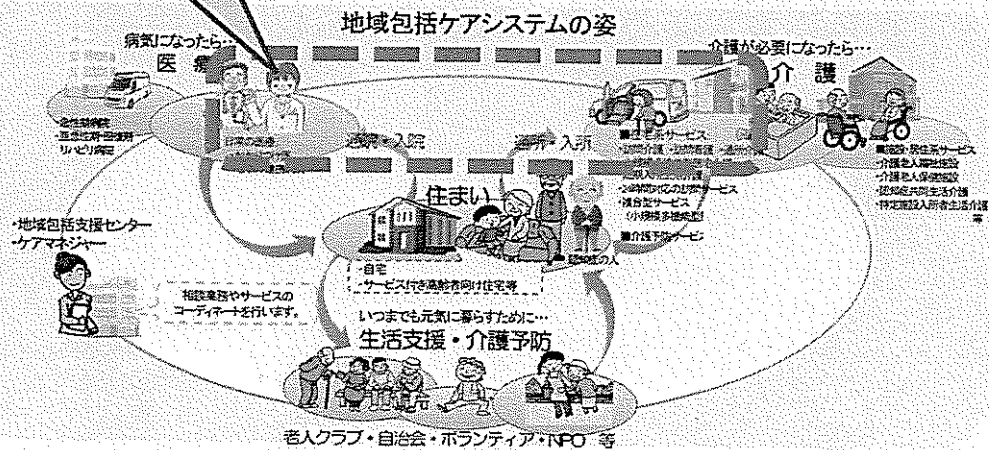
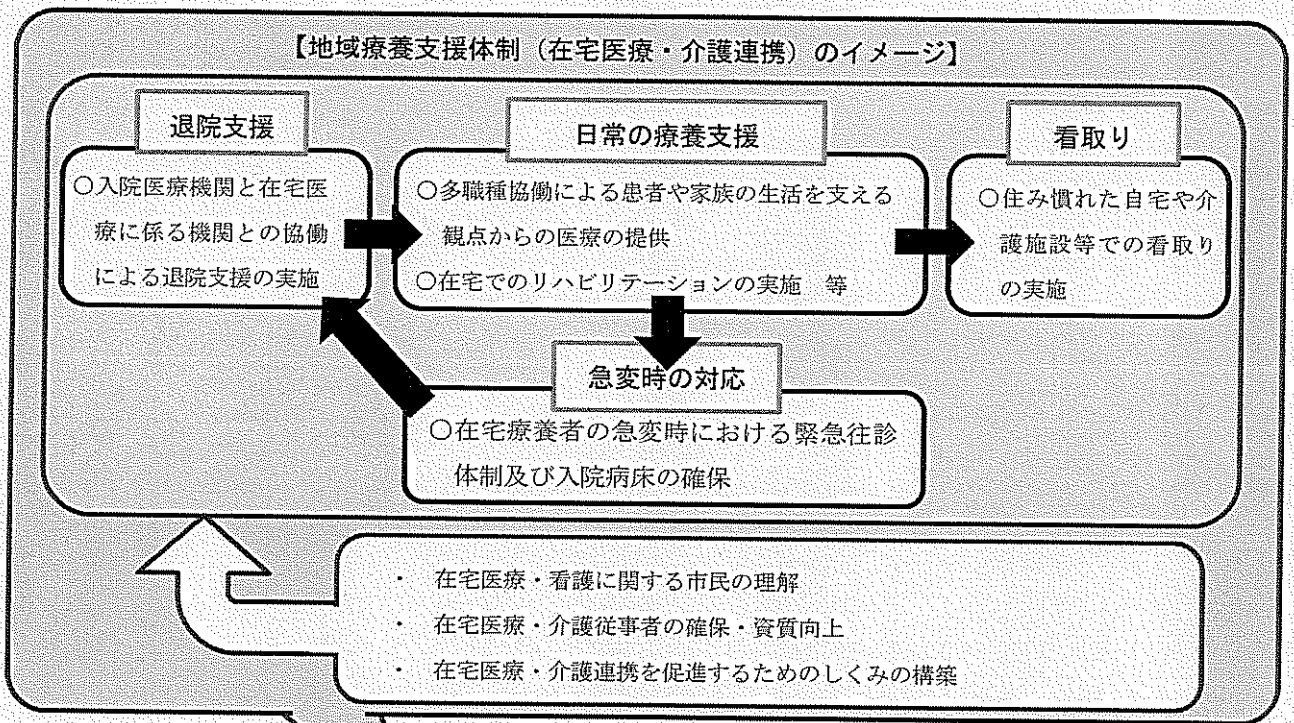
地域療養支援体制の構築に向けた取組について

◎ 趣 旨

本市における医療・介護・福祉が緊密に連携した地域療養支援体制の構築に向けた取組について報告するもの

1 国の動向

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、平成37年（2025年）を目途に、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進している。



出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

## 2 地域療養支援体制の構築に向けた本市の取組について

### (1) 検討体制

- ・ 地域包括ケアシステムのうち、地域療養支援体制（在宅医療・介護連携）については、在宅において、市民（患者）個々の身体状況に合わせた医療・介護サービスが適切に提供できるよう、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のない支援体制の平成30年度の稼働を目指し、「宇都宮市地域療養支援体制検討会議」を平成25年6月に設置した。
- ・ 検討会議では、在宅において必要となる、医療・介護が連携した退院支援や日常の療養支援などの課題を抽出し、課題ごとに具体的なルール等を検討する部会等を設置して検討している。

#### 【検討組織】

| 組織名  | 設置年度       | 構成団体 | 団体数  |
|--|------------|------|------|
| 宇都宮市地域療養支援体制検討会議   | （平成25年度設置） | 構成団体 | 13団体 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇都宮市医師会</li> <li>・ 宇都宮市歯科医師会</li> <li>・ 宇都宮市薬剤師会</li> <li>・ 栃木県看護協会</li> <li>・ 栃木県病院協会</li> <li>・ 栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会</li> <li>・ 宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会</li> <li>・ 宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会</li> <li>・ 栃木県老人保健施設協会</li> <li>・ 栃木県老人福祉施設協議会</li> <li>・ 栃木県ホームヘルパー協議会</li> <li>・ 宇都宮市社会福祉協議会</li> <li>・ 宇都宮市</li> </ul> |            |      |      |
| 専門研修委員会  | （平成26年度設置） | 構成団体 | 6団体  |
| 退院支援検討部会   | （平成26年度設置） | 〃    | 11団体 |
| 看取り検討部会  | （平成27年度設置） | 〃    | 7団体  |
| 連携体制構築検討部会   | （平成27年度設置） | 〃    | 12団体 |
| 地域リハビリテーション検討部会  | （平成27年度設置） | 〃    | 5団体  |



(2) 平成28年度の取組状況

ア 市民を支える環境づくり

**地域療養支援体制検討会議**

- ・ 在宅療養に係る市民の理解を深めるため、普及啓発を実施

**【普及啓発の内容】**

- 平成28年 9月 ・ 市広報紙に特集記事「人生の最期まで自分らしく生きるために」を掲載 (別紙1参照)
- 平成28年10月 ・ 看取り検討部会と連携し、市民啓発用パンフレットを作成 (別紙2参照)  
⇒ 現在は、関係団体による研修等で活用
- 平成28年10月～ ・ 市民公開講座の開催、出前講座の募集開始



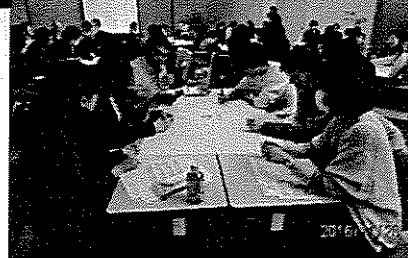
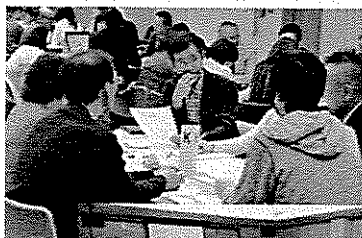
イ 医療・介護従事者のスキルアップ

**専門研修委員会**

- ・ 医療・介護等従事者の多職種間の連携強化や専門的な知識・技術の向上を図るため、目的や対象者別に研修を継続的に企画・実施

**【平成28年度の実績】**

| 研 修      | 内 容                             | 実績 (参加人数)                        |
|----------|---------------------------------|----------------------------------|
| 多職種交流研修  | 経験の多少を問わず、多職種間の顔の見える関係づくりを目指すもの | 平成28年 7月 (96人)<br>平成28年11月 (65人) |
| 基礎的研修    | 経験が浅い方を対象とした基礎的な知識を提供するもの       | 平成28年10月 (90人)                   |
| スキルアップ研修 | 経験者を対象とした、より専門的・実践的な知識を提供するもの   | 平成29年 2月 (110人)<br>※ 看取り検討部会と共催  |



## ウ 在宅医療を支える連携体制づくり

### 退院支援検討部会

- ・ 入院医療機関からの円滑な在宅療養移行を図るため、患者の入退院時に医療・介護従事者間において共有すべき情報の項目や、情報提供の時期、病院等の連絡先などを取りまとめた「退院支援ルール（別紙3）退院支援手順書を参照）」について、平成28年6月から本格運用を開始
- ・ 退院支援ルールの普及促進を図るため、入院医療機関・ケアマネジャー等を対象に、連携状況に関する検証（6か月ごとに検証）や研修（専門研修委員会と連携）を実施
- ・ 退院支援ルールの円滑な運用や定着化に向け、入院医療機関・ケアマネジャーなど関係者を対象とした意見交換会を開催

### 連携体制構築検討部会

- ・ 24時間365日の在宅医療提供体制の構築に向け、複数の医師が相互に協力しながら在宅医療を担う「主治医・副主治医制」について検討
- ・ 在宅医療・介護施設の情報を集めた「地域連携データベース」について検討し、平成29年3月から市医師会においてシステムを稼働（予定）
- ・ 在宅医療・介護従事者を対象とした相談支援窓口の在り方・機能について検討
- ・ 多職種間の情報共有を図るためのICTツール「どこでも連絡帳」の利用促進について検討

### 地域リハビリテーション検討部会

- ・ 在宅リハビリテーションの一つとして、摂食嚥下の機能維持・向上に係る市民啓発用パンフレットについて検討

### 看取り検討部会

- ・ 在宅での看取りについて市民の理解を促進するため、検討会議と連携して市民啓発用パンフレットを平成28年10月に作成
- ・ 医療・介護等従事者の在宅看取りに係る知識・技術向上を図るため、専門研修委員会と連携してスキルアップ研修を平成29年2月に実施

## 3 今後の取組について

- ・ 在宅医療・介護や在宅看取りに関する地域住民の理解促進を図るための市民公開講座及び出前講座を継続して実施
- ・ 医療・介護等従事者の多職種間の連携強化や専門的な知識・技術の向上を図るための研修を継続して開催
- ・ 退院支援ルールの普及率を高めるための検証や定着化に向けた関係者意見交換会等を継続して実施
- ・ 医療・介護連携を支援する相談窓口の具体化に向けた検討
- ・ 「24時間365日在宅医療提供体制」の構築に向けた主治医・副主治医制の導入及び患者急変時の病床確保について検討
- ・ 地域における身体的リハビリテーションの普及に向けた検討

地域療養支援体制の構築に向けた取組スケジュール

|     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|-----|-----|-----|

ア 市民を支える環境づくり

宇都宮市地域療養支援体制検討会議

在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

市民アンケート

基礎調査  
(将来ニーズ推計等)

在宅医療・介護に関する普及啓発

イ 医療・介護従事者のスキルアップ

専門研修委員会

多職種交流研修

基礎的研修

スキルアップ研修

ウ 在宅医療を支える連携体制づくり

検討内容を研修に反映

退院支援検討部会

退院支援ルール  
の運用・検証等

看取り検討部会

在宅における看取り促進

地域リハビリテーション検討部会

在宅リハビリテーションの促進  
(摂食嚥下障害に関わる多職種の連携支援  
ツールの作成 等)

人材育成

人材育成

人材育成

連携体制構築検討部会

地域の医療・介護の資源の把握

医療・介護施設情報の収集

地域連携データベースの  
作成・活用

相談支援窓口のあり方や地域包括支援センターとの連携方策の検討

相談支援窓口

情報共有 (どこでも連絡帳の活用)

24時間365日の在宅医療提供体制の構築  
(主治医・副主治医制等の導入による体制の  
構築や患者急変時の病床確保に係る検討 等)

# 最期まで

## 自分らしく生きるために

人生はいつか終わりを迎えます。  
その最期の時間を、あなたはどのように過ごしますか。住み慣れた自宅などで、家族や友人、大切な人たちに囲まれながら、医療や介護サービスを受ける「在宅療養」も一つの選択肢です。  
自分らしい「最期の生き方(人生の締めくくり)」について考えてみましょう。



### 住み慣れた場所で療養生活を送る

昭和30年代までは、自宅で最期を迎えることは普通でしたが、現在は、病院で亡くなるのが当たり前と思われよう時代となりました。しかし、最期を自宅で迎えない人は多いようです。  
在宅療養とは、住み慣れた自宅やグループホームなどで、在宅医療や訪問看護、薬剤師、ホームヘルパーなどの専門職に訪問してもらい、医療

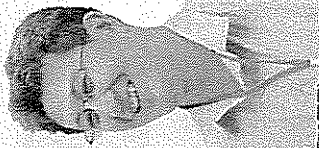
や介護サービスを受けながら療養生活を送ることです。病室やベッド、医師のために掛けなくてはならない医療機関に通院できなくなった「がん」などの重い病気を抱えないことが分かったら、前向きに受け入れてもらいながら家で過ごしたいという、あななが望むのであれば、在宅療養を検討してみてもいいのではないでしょうか。

### 最期の望みの意思と家族の理解

あなたが「人生の最期は

自宅で迎えたい」「延命治療(※)は必要ない」と考えているなら、家族や親しい人など、いざというときに心配してくれる人たちに、自身の意思をしっかりと伝え、理解してもらうことが大切です。事故に遭って意識を失ったときなど、自身で意思表示できない状況になった場合に、「延命治療」を受けないという重たい決断を家族に迫られます。もしもそのときの、家族の負担を減らすためにも、どのような医療・介護サ

## 幸せな生き方をサポートします



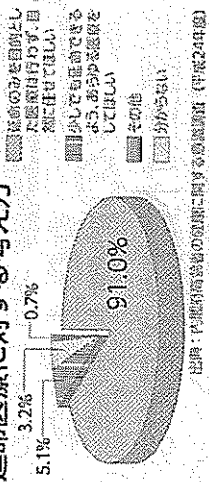
村井クリニック (延木町丁目) 院長 村井 邦彦さん

皆さんは、自分の人生の締めくくりについて考えたことはありますか。人生は短く、突然死に「天変地変」など思いもよらないような締めくくり方になるものだと思います。高円経済成長に伴う病院医療の整備、充実や核家族化という時代とともに、高齢で病気になる人、入院する人が一般化になり、また、高齢者は病を治すために薬を処方される機会が増え、副作用や経済的負担など、不安

が見えてくる時の生き方について考えるきっかけを与えてくれるのが在宅医療です。また、支える家族などにも、死や病を意識する機会を与えてくれます。正しい生き方、善い引き方を考えることは、普段なじみのない死を考えた自分の生き方に向き合えるチャンスになります。一箇所で同じ時間を共有し、見送ってあげることができ、自分にとっても良かったという声を多く聞きます。在宅医療を行うに当たっては、医療の質、家族の負担、経済的負担など、不安

※延命治療 回復の見込みがなく、死期が近づいている患者に、人工呼吸器を維持するための治療のこと。

## 延命医療に対する考え方



### その救急車は必要ですか 延命治療 望む・望まない

救急車を呼ぶということは、病院で「可能な限りの延命治療を望むこと」を意味します。住み慣れた家などで最期までと断ると決めても、死を間近にすると、院まで搬送して在宅医療や訪問看護に連絡する場合は、延命治療(死体の検案)を行う場合があります。

サービスを受けるか、どこでどのように過ごして最期を迎えるかなど、元気づけながら家族や周囲の人と話し合っておきましょう。

### あなたの在宅療養生活を支えます

さまざまな専門職が連携し、自宅などを訪問して、患者や家族の皆さんの在宅療養をサポートします。

### ご家族の皆さんへ

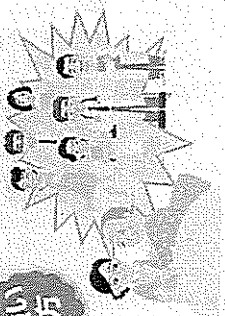
空気が澄みどけのために専門職と相談しましょう

一人ひとりとは、大切な人の最期の時まで、そばにいて世話をしたり、看取りを

したりすることです。住み慣れた自宅や施設で過ごすためには、在宅医療に関する条件になります。大切な人へのケアや施設費などを安心したご家族の皆さんへ、死を迎える直前にどのような変化が起こるか、身体が急変した時などに連絡するのかなど、在宅医療や訪問看護と事前によく相談し、権てないよう準備しましょう。

### まずはご相談を

在宅療養について詳しくは、皆さんの身近にいる専門職などに、在下の相談窓口にご相談ください。



## 相談しよう 在宅療養をサポートする専門職の皆さん

- ▽在宅医療 在宅医療を行う医師で、病室や病室を訪問する。
- ▽訪問看護 病室や施設に訪問する看護師やケアマネジャー。
- ▽歯科医師 口腔ケアや歯のケアを行う。
- ▽歯科衛生士 口腔ケアや歯のケアを行う。
- ▽訪問薬剤師 薬の処方や服薬指導を行う。
- ▽ケアマネジャー 介護や生活支援を行う。
- ▽ホームヘルパー ヘルパー業務を行う。
- ▽ケアマネジャー 介護や生活支援を行う。
- ▽介護士 介護や生活支援を行う。
- ▽介護士 介護や生活支援を行う。

がたくさんあると思います。そんな不安に寄り添い、皆さんらしい幸せな生き方をサポートするのが、私たち専門職です。また、これからは地域の人材や組織と連携した生活支援も重要だと思っています。在宅医療を通して、人と人とのつながりや支え合う世の中にしてほしいと思っています。

この情報についての問い合わせは、相談所総務課 ☎62611103へ。

さち こ ざい たく りょう よう  
『幸子さんの在宅療養』

～最期まで自分らしく生きるってどういうこと?～

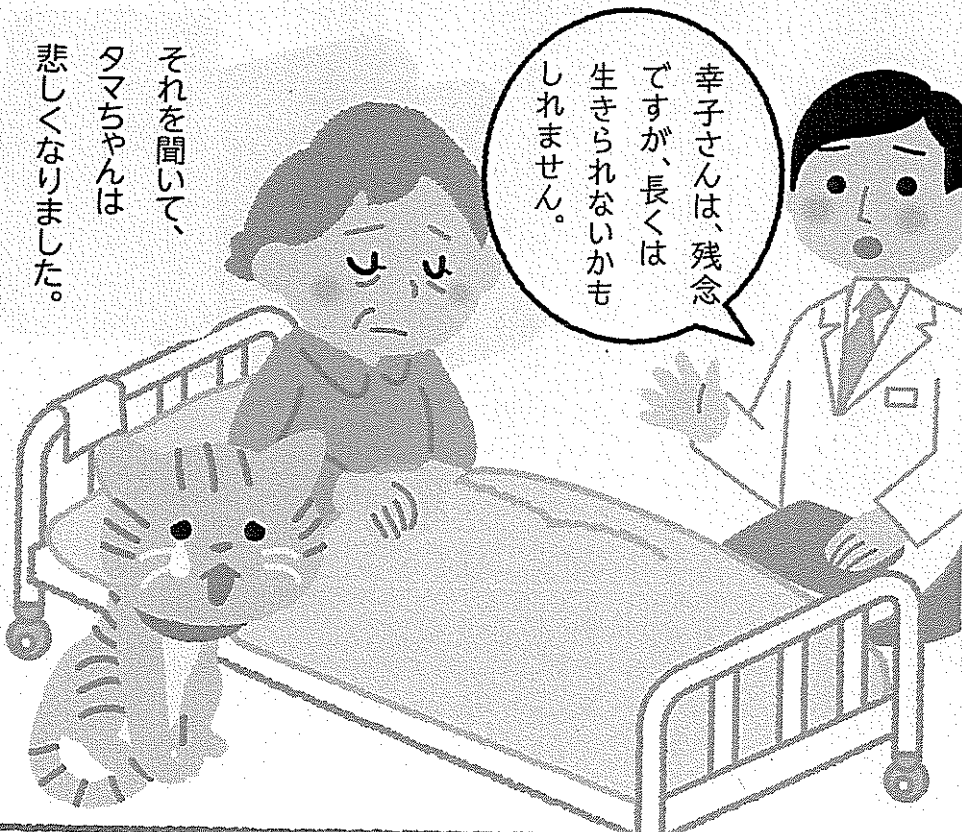
赤いお屋根の素敵すてきな家で、  
なかよく幸せしあわせに暮くらしていました。



ねこのタマちゃん  
幸子さんとの家族。

1

それを聞いて、  
タマちゃんは  
悲かなしくなりました。



幸子さんは、残念  
ですが、長くは  
生きられないかも  
しれません。

ところが、ある日、幸子さんが病気で倒れ、  
病院で検査をしたところ、治らない病気で  
あることが分かり、お医者さんがいっすうです。

2

そこに、となりの家の  
犬のゴンちゃんがやって来て、  
心細そうに言います。

タマちゃん！  
おじいさんの様子が  
変なんだ

となりの田中さんは、  
重い病気で治る見込みがなく、  
家で過すごしていましたが、  
ある日、呼吸こそあひが止まりそうになり、  
「看取りみと」をしようとしていた親せきの人が  
びっくりにして救急車を呼んでしまい、  
病院に運ばれて行きました。

※「看取りみと」とは、大切な人の最期のときまで、  
そばにいて世話をしたり、看病かんびょうすることをいいます。

3

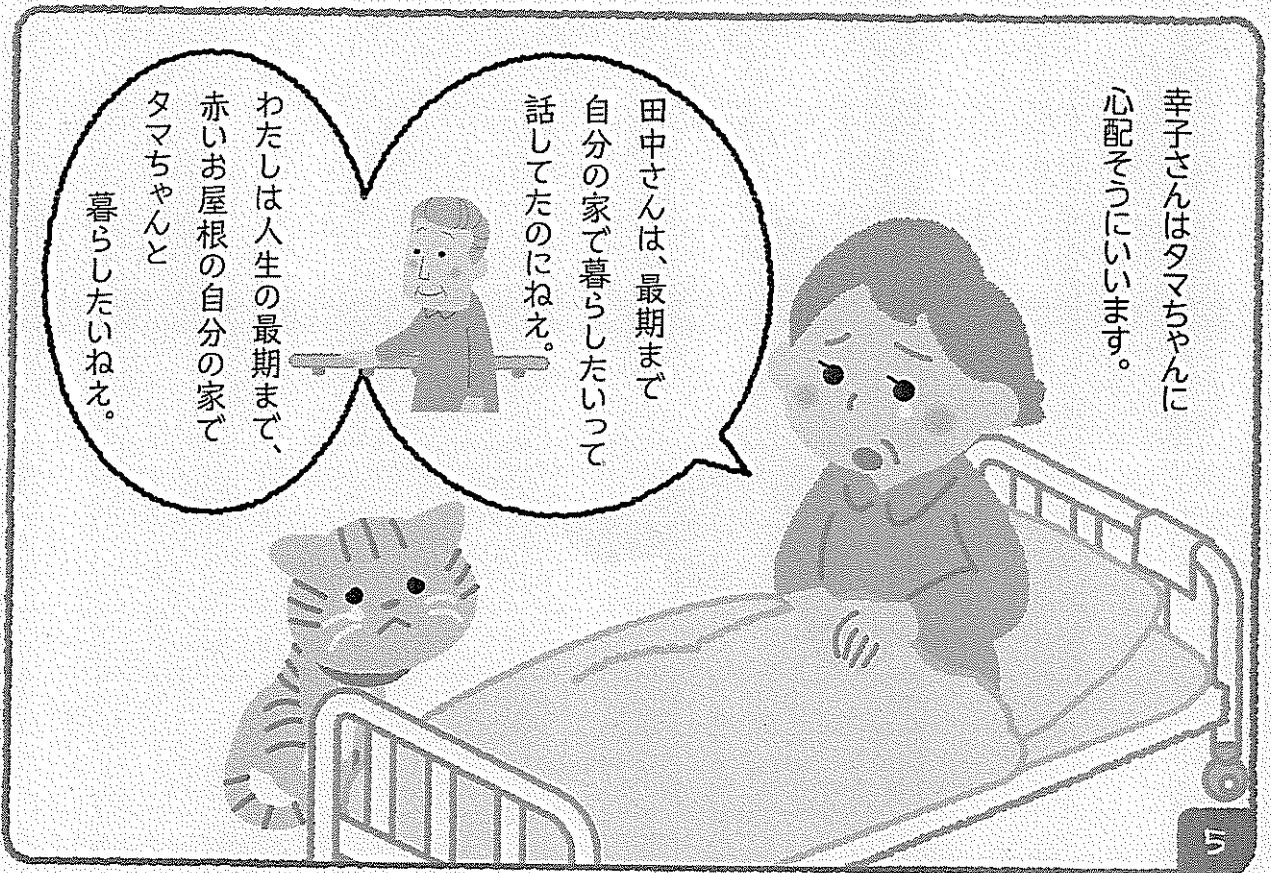
おじいさん、  
もう帰って来られない  
のかなあ

田中さんは、「延命治療えんめいぢりょう」のため、体に機械が  
つけられ、しゃべることもできない様子で、  
ただ、天井てんじょうを見つめていたそうです。

※「延命治療えんめいぢりょう」とは、救急車等で運ばれて来た患者かんじやの生命を、可能なかぎり維持いじするために、  
医師があらゆる方法を試みて行う治療です。（延命治療を望むかどうかは、本人と家族の意思によります。）

4



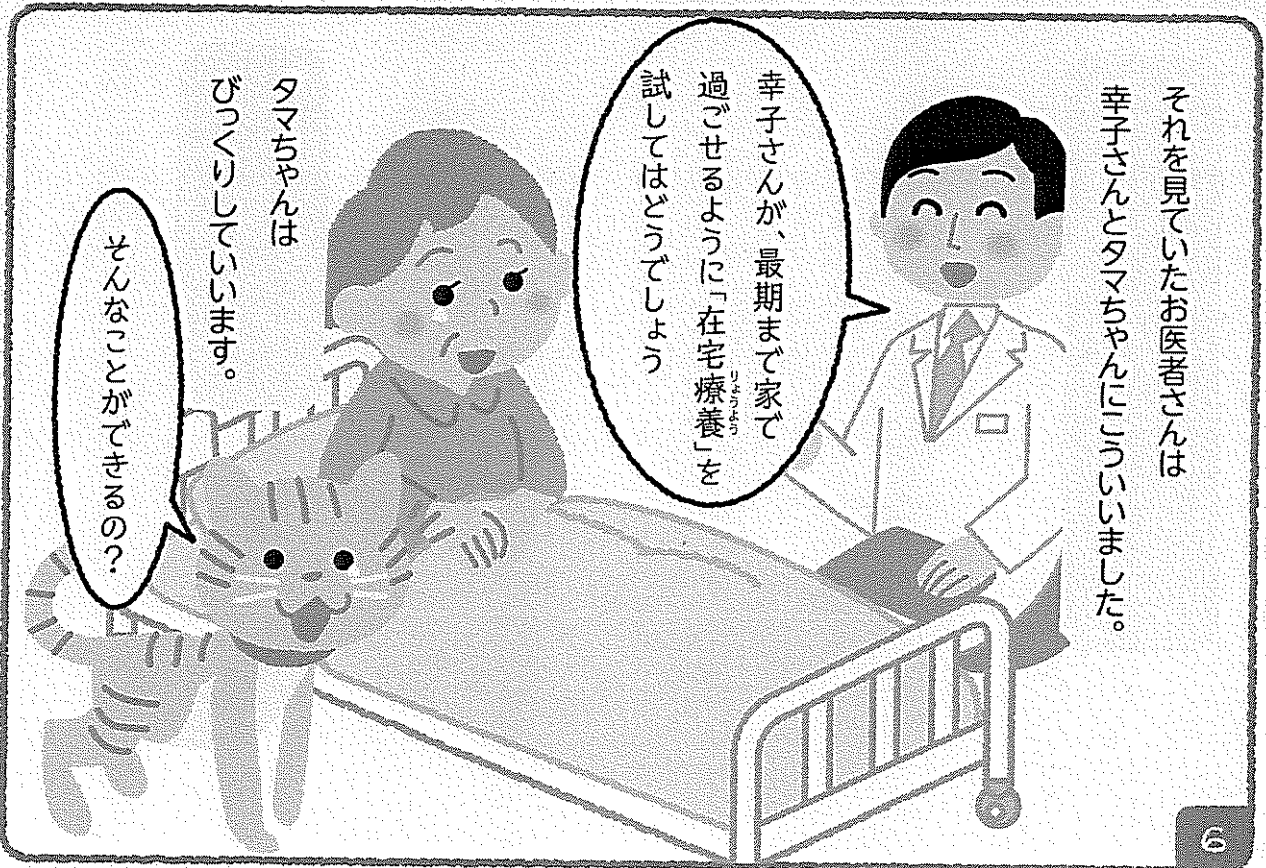


幸子さんはタマちゃんに心配そうにいます。

田中さんは、最期まで自分の家で暮らしたいって話してたのにねえ。

わたしは人生の最期まで、赤いお屋根の自分の家でタマちゃんと暮らしたいねえ。

5



それを見ていたお医者さんは幸子さんとタマちゃんに「いいました。

幸子さんが、最期まで家で過ごせるように「在宅療養」を試してはどうでしょう

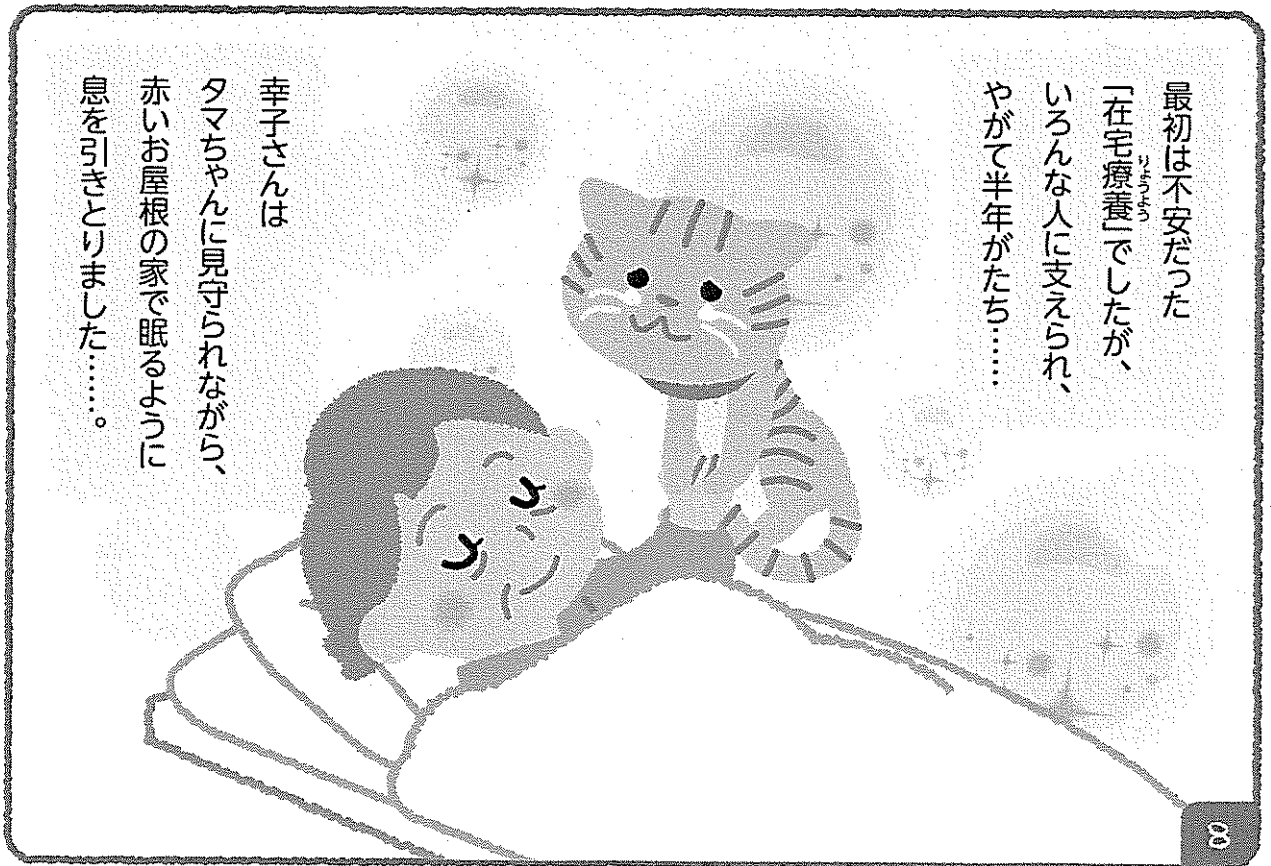
タマちゃんはびびりしています。

そんなことができますの？

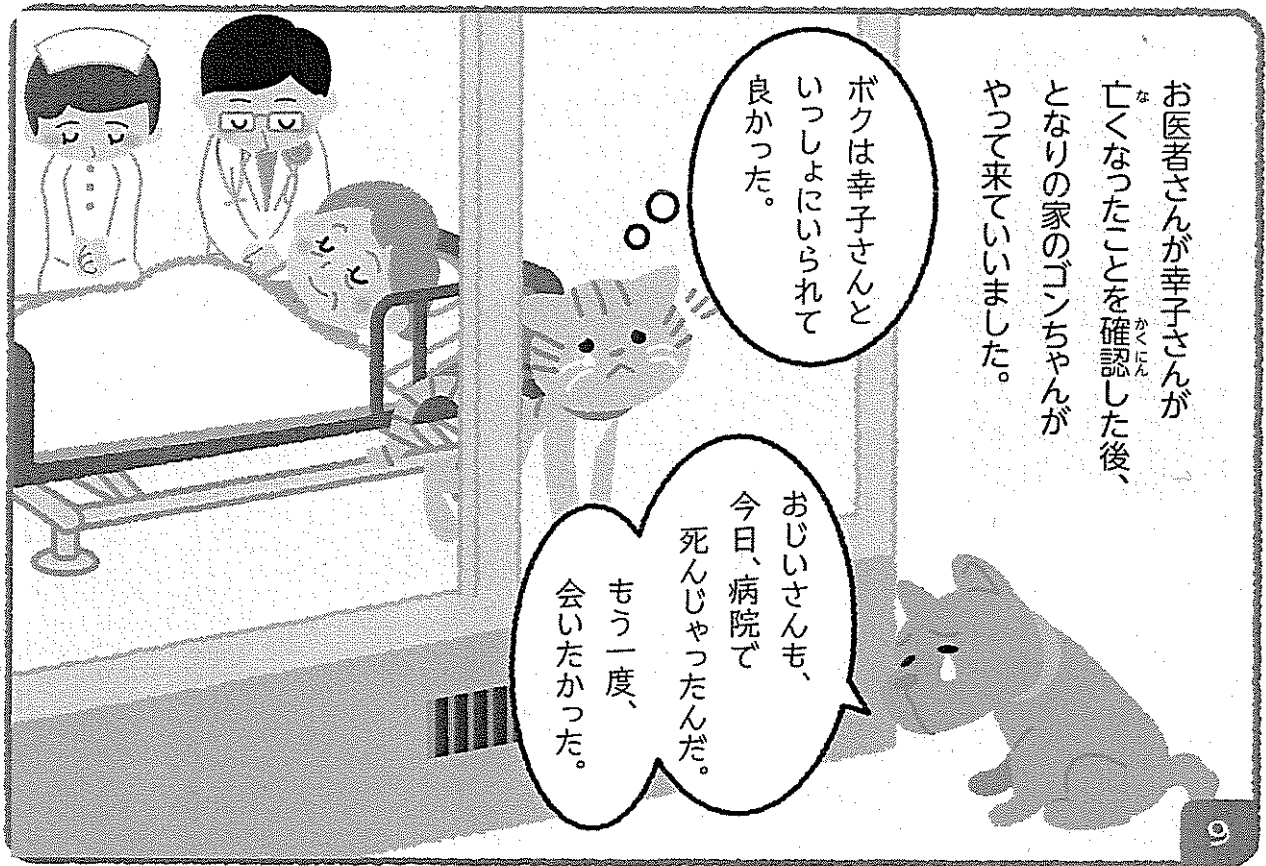
6



7



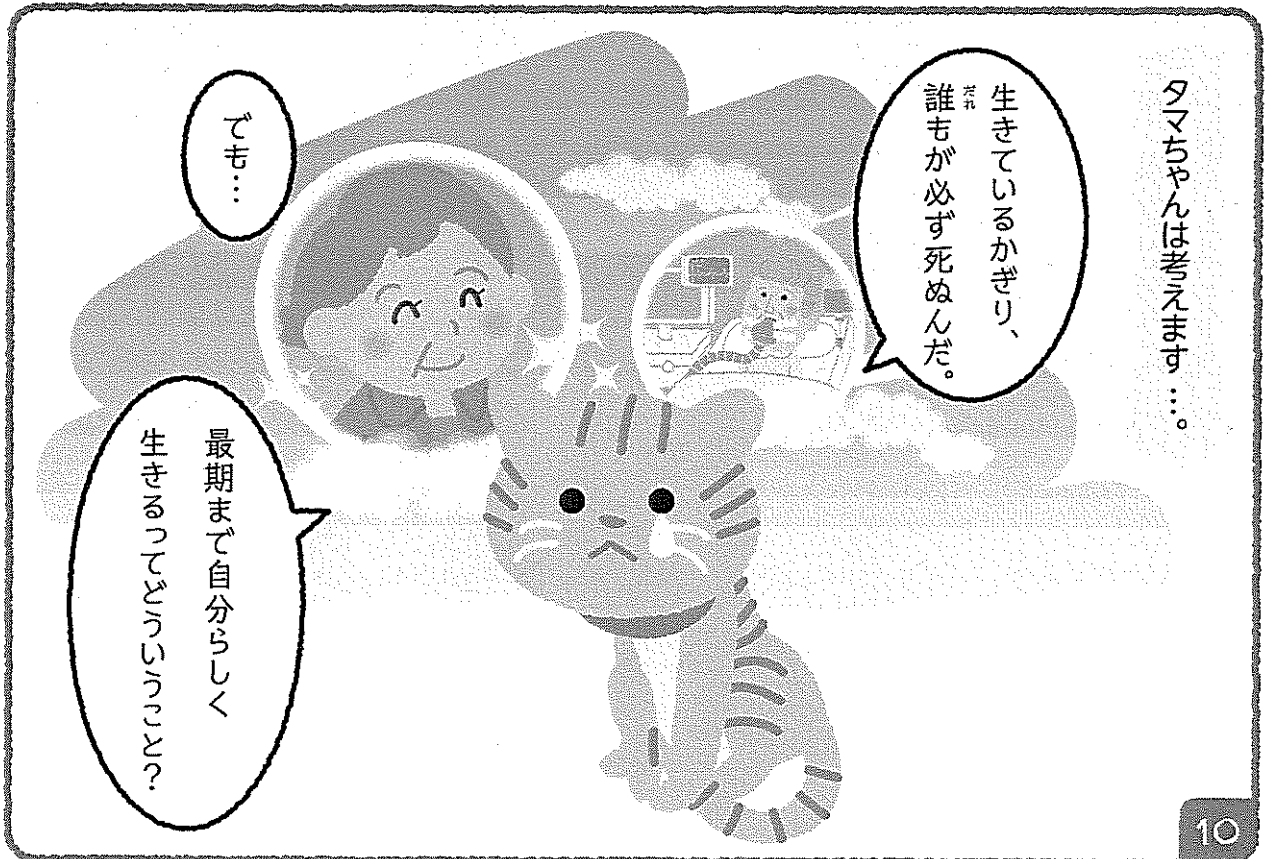
8



お医者さんが幸子さんが  
亡なくなったことを確認かくにんした後、  
となりの家のゴンちゃんが  
やって来ていました。

ボクは幸子さんと  
いつしよにいられて  
良かった。

おじいさんも、  
今日、病院で  
死しんじゃったんだ。  
もう一度、  
会あいたかった。

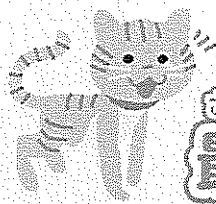


タマちゃんは考えます…。

生きていくかぎり、  
誰だれもが必ず死しぬんだ。

でも…

最期まで自分らしく  
生きるってなんですか？



# さいご 最期まで自分らしく生きるためのヒント

## 「在宅療養」ってなに？

住みなれた家や施設(グループホームなど)で、在宅医(在宅医療を行う医師)や訪問看護師、ホームヘルパーなどに訪問してもらい、医療と介護をうけながら療養生活を送ることをいいます。

- 病気やけが、あるいは高齢のため歩けなくなり、医療機関に通院できなくなった。
- がんなどの重い病気で治らないことがわかり、痛みを和げてもらいながら、家ですごしたい。

このようなときに、あなたが「家にいたい」、「施設にいたい」と望むなら、在宅療養を検討してはいかがでしょうか。また、人生の最期のときまで、そこで過ごしたいと望むなら、家族や施設の方とよく相談しましょう。



## 在宅療養を支える専門の人たち

みんなで連絡をとりあい、協力しながら、在宅療養を望むあなたの家や施設を訪問します。



在宅医

病気やけがの治療やアドバイスをします。



訪問看護師

病気や障がいへの看護ケアや健康に関するアドバイスをします。



歯科医師

お口とあごの病気の治療やアドバイスをします。



歯科衛生士

お口の健康を保つためのケアやアドバイスをします。



薬剤師

薬の飲み方や使い方のアドバイスをします。



ケアマネジャー

体の状態にあった計画を作り、介護サービスを手配します。



ホームヘルパー

体の介護や家事・食事などを援助します。



理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

自立した生活をおくれるように、リハビリテーションなどをおこないます。

※このほか、栄養や調理のアドバイスをする管理栄養士や、必要な福祉用具の貸し出し・販売をする事業者など、いろんな専門の人たちがあなたの生活を支えます。

## 在宅療養を始めるために、いちばん必要なことは？

在宅療養をはじめるために、いちばん必要なことは何でしょうか。

まずは、以下の情報を参考にしながら、あなたの気持ちを整理してみましょう。

りょうよう 療養生活をどこで送りたいですか？

自宅？ 施設？ それとも病院？

さいご 人生の最期をどこで迎えたいですか？

自宅？ 施設？ それとも病院？



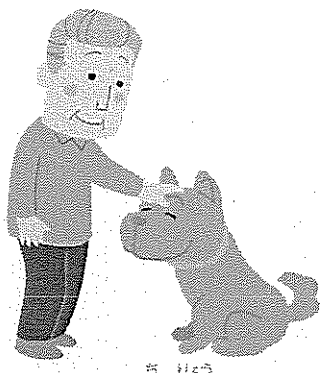
## 1 自宅や施設で療養する場合と、病院で療養する場合の違いは？

下表を参考に（考え方の一例です）、あなたやあなたの家族が、何を優先させたいのか、どこで療養生活を送り、人生の最期を迎えるかについて、考えてみましょう。

また、どのように生きることが「自分らしい生き方」かは、それぞれの価値観に委ねられるものです。

|           | <small>しせつ りょうよう</small><br>自宅や施設で療養する場合   | <small>りょうよう</small><br>病院で療養する場合  |
|-----------|--|--|
| <b>長所</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 住みなれた家や施設で、家族や施設の人と、好きな時間に顔を合わせたり、話すことができる。</li> <li>• 住みなれた生活の場で治療を受けることができる。</li> <li>• 自分が望むとおり時間を自由に過ごすことができる。</li> <li>• 一般的に、自宅で療養する場合は、病院で療養する場合に比べ費用が安い。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 医師や看護師などが近くにいるので安心でき、病気の状態の急な変化にも、すばやく対応してもらえる。</li> <li>• 食事や薬などの日常の世話を、病院にお願いでき、家族の負担を減らすことができる。</li> </ul>                                   |
| <b>短所</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 医師や看護師が近くにいないため不安に思う場合がある。</li> <li>• 食事や薬などの日常の世話を、家族や施設の人をお願いする場合があります、負担にならないか心配である。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族などと過ごす時間がとりにくく（いつでも面会することができない）、また、他人と生活する時間が多い。</li> <li>• 病院の規則により、生活の場や時間に制限があり、不自由に思う場合がある。</li> <li>• 一般的に、自宅で療養する場合に比べ費用が高い。</li> </ul> |

• 在宅療養に必要な医療機器は、最近では小型化され、性能も病院のものと同様です。



心臓や呼吸が止まったときに「延命治療」を望みますか？  
あなたは「延命治療」を望む？望まない？

## 2 「延命治療」？ あなたならどうする？

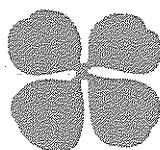
「延命治療」とは、回復の見込みがなく、死期が近づいている患者に、人工呼吸器をつけたり、鼻や腹部にチューブを通して栄養を送るなど、生命を維持する治療のことをいいます。

「延命治療」を望むかどうかはあなたの自由ですが、あなたが高齢になり認知症になったときや、事故で意識を失ったときなど、あなた自身が意思表示できない状況になったときに、家族や医師に重要な決断が迫られることがあります。

下の考え方を参考に、もしものときに家族の負担を減らすためにも、元気なときから延命治療に関心をもち、家族や医師と話し合っておきましょう。

### 延命治療についての考え方（例）

- 長く生きられないとしても、自分の命を大切に思ってくれている人のために、命の続くかぎり、生き続けたいので、延命治療を希望したい。
- 長く生きられないなら、家族などに苦労や経済的な負担をかけず、できるだけ、住みなれた家や施設で過ごしたいので、延命治療は希望しない。



もし、あなたが、「人生の最期は自宅で迎いたい」、「延命治療は必要ない」と考えているなら、家族や医師だけでなく、はなれて暮らす子どもたちや、いざというときにあなたのことを心配してくれる親しい人たちにも、あなたの意思をしっかりと伝え、話し合い、理解してもらうことが大切です。

在宅療養を始めるために、いちばん必要なこと。

それは、どのような医療を受けるか、どこでどのように暮らし、最期を迎えるかについての

あなた自身の【意思】と、家族や医師と【話し合い】、親しい人たちにも【理解をしてもらうこと】  
です。

## あなたの大切な意思を伝えましょう(リビング・ウィル)

たとえば、突然<sup>とつぜん</sup>の事故で植物状態になった場合やがんの末期等、現在の医療では死が避けられない状況になったときなどに、自分はどのような医療を受けたいのか、あるいは受けたくないのかを、あらかじめ意思表示することを【リビング・ウィル(生前の意思表示)】といいます。

下表を参考に(文例の一つです)、あなたの大切な意思について、家族や医師などと時間をかけてよく話し合い、理解してもらうための、きっかけとしてみましょ。

また、あなたの思いや考えは、時間とともに変化したり、健康状態などで変わる可能性もあります。そのときには、考えが変わったことを伝え、また話し合ってみましょ。

### 私の意思

私が、事故や病気などのため、自分自身で自分のことを決められなくなったときに受ける治療<sup>ちりょう</sup>について、以下のとおり、希望します。(いくつ選んでも結構です。)

- 一日でも長く生きられるような治療を受けたい。
- どんな治療でも、とにかく病気が治ることを目指した治療を受けたい。
- 苦痛をやわらげるための十分な処置<sup>しよち</sup>や治療を受けたい。
- 痛みや苦しみがなく、自分らしさを保つことを優先<sup>ゆうせん</sup>した治療を受けたい。
- できるだけ自然なかたちで人生の最期<sup>さいご</sup>を迎えられるような必要最小限の治療を受けたい。
- その他の希望

[ ]

私の病気が悪化するなど、回復の見込みがなく死期が近づいているときの「延命治療<sup>えんめい ちりょう</sup>」について、以下のとおり、希望します。

- 延命治療を希望する。
- 延命治療を希望しないが、苦痛をやわらげるための最大限の処置<sup>しよち</sup>を希望する。

私が、上記のとおり、考える理由

[ ]

- 記入した日 年 月 日
- 本人氏名 \_\_\_\_\_
- 話し合った人の氏名 \_\_\_\_\_  
(私との関係) ( )
- 医師と話し合った日 年 月 日

## やさらかな看取りのために（ご家族のかたへ）

「看取り」とは、大切な人の最期のときまで、そばにいて世話をしたり、看病することをいいます。大切な人を、住みなれた家や施設で看取ると決心したご家族の方に、理解していただきたいことや、注意していただきたいことをまとめました。

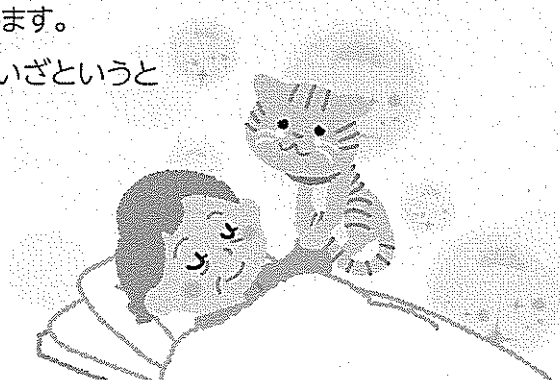
### 1 在宅医や訪問看護師とよく相談しましょう

- ・住みなれた家や施設で看取するためには、在宅医がいることが条件です。まず、事前に在宅医とよく相談しましょう。
- ・また、死を迎える直前になると、「眠っている時間が長くなる」、「食欲が低下する」など、これまでと違う変化が起こります。
- ・どのような変化が起こるのか、また、急変したときに誰に連絡するのか、在宅医や訪問看護師とよく相談し、あわてないように準備をしておきましょう。



### 2 救急車を呼ぶ意味をよく考えましょう

- ・最期まで看取る決心をしても、家族の死を間近にすると、あわてて救急車を呼んでしまうことがあります。
- ・救急車を呼ぶことは、病院で可能なかぎりの「延命治療」を望むことになり、本人が望まない治療を受けることになるかもしれません。
- ・また、在宅医がおらず、家などで亡くなられた後に救急車が到着した場合は、警察の検視（犯罪性があるか確認する手続き）や検案（死体の検査）を行う場合があります。
- ・大切な人が呼吸をしていないと感じたら、まずは、あわてずに在宅医や訪問看護師に連絡しましょう。在宅医と訪問看護師が訪問し、在宅医が死亡を確認したあと、死亡診断書をお渡します。
- ・また、デイサービスなどよく利用する施設の方とも、いざというときの対応についてよく相談しておきましょう。

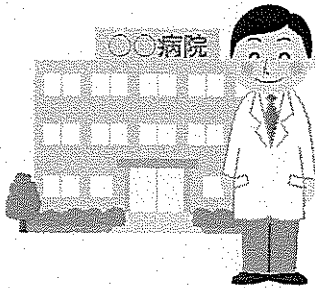




## 在宅療養をはじめするには、どこに相談するの？

ざいたく いりよう

### 在宅医療について




#### かかりつけ医

医療機関に通院できなくなって、在宅医療をのぞむなら、かかりつけ医に相談してみましょう。在宅医を紹介してくれる場合もあります。

#### 病院の相談室

病院の中に、退院後の療養や心配ごとの相談にのってくれる窓口がある場合は、ソーシャルワーカーなどが対応してくれます。

ざいたく かいご

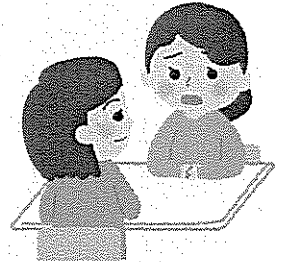
### 在宅介護について

#### ケアマネジャー

在宅療養に必要な、医療と福祉と介護の相談にのってくれます。

#### 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で生活を続けられるよう、主に介護・福祉に関する相談や援助を行います。市内には25か所(以下のとおり)あります。

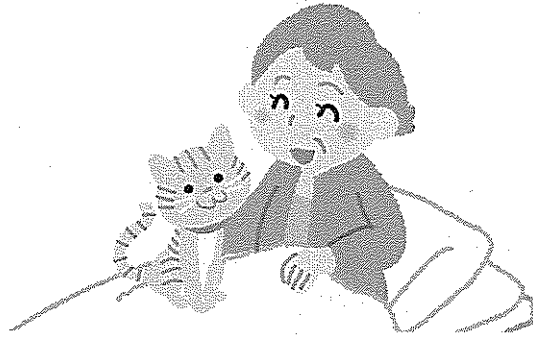


| センター名              | 担当地域          | 電話番号     |
|--------------------|---------------|----------|
| 地域包括支援センター御本丸      | 中央・築瀬・城東      | 651-4777 |
| 地域包括支援センターようなん     | 陽南・宮の原・西原     | 658-2175 |
| 地域包括支援センターきよすみ     | 昭和・戸祭         | 622-2243 |
| 地域包括支援センター今泉・陽北    | 今泉・錦・東        | 616-1780 |
| 地域包括支援センターさくら西     | 桜・西           | 610-7370 |
| 鬼怒地域包括支援センター       | 御幸・御幸ヶ原・平石    | 683-2230 |
| 地域包括支援センター清原       | 清原            | 667-8222 |
| 地域包括支援センター瑞穂野      | 瑞穂野           | 656-9677 |
| 地域包括支援センター峰・泉が丘    | 峰・泉が丘         | 613-5500 |
| 地域包括支援センター石井・陽東    | 石井・陽東         | 660-1414 |
| よこかわ地域包括支援センター     | 横川            | 657-7234 |
| 地域包括支援センター雀宮       | 雀宮(東部)        | 655-7080 |
| 地域包括支援センター雀宮・五代若松原 | 雀宮(西部)・五代若松原  | 688-3371 |
| 緑が丘・陽光地域包括支援センター   | 緑が丘・陽光        | 684-3328 |
| 地域包括支援センター砥上       | 姿川(北部)・富士見・明保 | 647-3294 |
| 姿川南部地域包括支援センター     | 姿川(南部)        | 654-2281 |
| くにもと地域包括支援センター     | 国本            | 666-2211 |
| 地域包括支援センター細谷・宝木    | 細谷・宝木         | 902-4170 |
| 富屋・篠井地域包括支援センター    | 富屋・篠井         | 665-7772 |
| 城山地域包括支援センター       | 城山            | 652-8124 |
| 地域包括支援センター豊郷       | 豊郷            | 616-1237 |
| 地域包括支援センターかわち      | 古里中学校区        | 673-8941 |
| 田原地域包括支援センター       | 田原中学校区        | 672-4811 |
| 地域包括支援センター奈坪       | 河内中学校区        | 671-2202 |
| 上河内地域包括支援センター      | 上河内           | 674-7222 |

## 宇都宮市在宅療養パンフレット

# 『幸子さんの在宅療養』

～最期まで自分らしく生きるってどういうこと?～



作成

宇都宮市地域療養支援体制検討会議・看取り検討部会

【構成団体】

宇都宮市医師会、宇都宮市歯科医師会、宇都宮市薬剤師会、栃木県看護協会、栃木県病院協会、栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会、宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会、宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会、栃木県老人保健施設協会、栃木県老人福祉施設協議会、栃木県ホームヘルパー協議会、宇都宮市社会福祉協議会、栃木県訪問看護ステーション協議会、宇都宮市

発行

事務局：宇都宮市 保健福祉部 保健所総務課  
〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町972番地  
TEL 028-626-1103 FAX 028-627-9244

発行年月 2016年10月